

1 上位・関連計画の整理

(1) 豊岡市基本構想	(平成29(2017)年 9月)
(2) 豊岡市市政経営方針	(平成29(2017)年12月)
(3) 豊岡市人口ビジョン	(平成27(2015)年10月)
(4) 兵庫県国土利用計画(第五次)	(平成29(2017)年 3月)
(5) 但馬地域都市計画区域マスタープラン	(平成28(2016)年 3月)

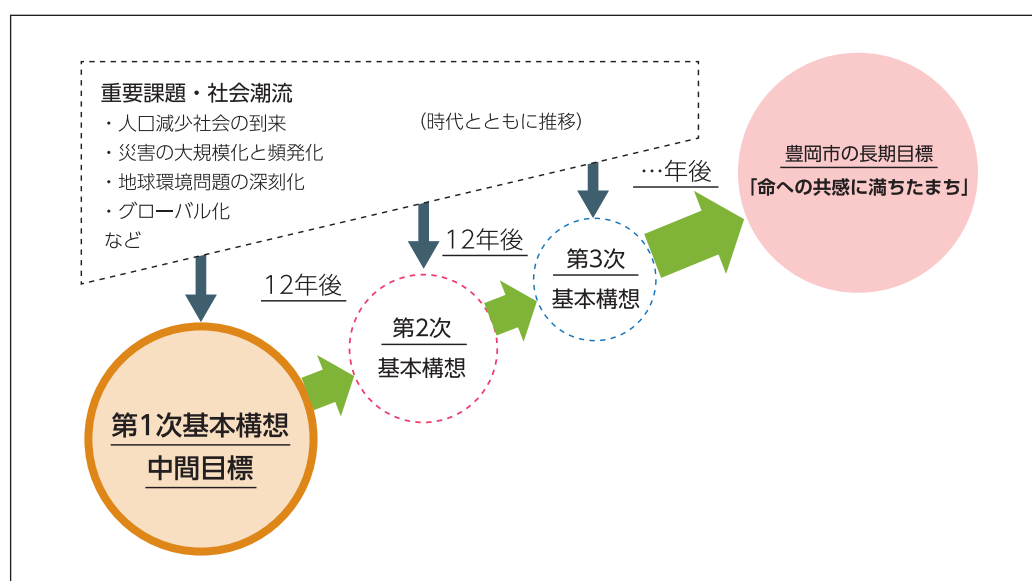


(1) 豊岡市基本構想(平成29(2017)年9月)

■ 基本構想の位置づけ

豊岡市は、平成28(2016)年12月に、豊岡市基本構想及び市政経営方針に関する条例を制定しました。この条例により、豊岡市では、これまでの総合計画の代わりに、基本構想及び市政経営方針を策定することとしています。

基本構想は、まちの将来像並びにその実現のための重点的な課題及び取組みの方向を示す12年間の指針とし、市政経営方針は、基本構想に定めたまちの将来像を実現するための重点的な政策及びその戦略的な進め方を示す4年間の方針として策定することとしています。



図表1. 長期目標と中間目標の関係図

出典: 豊岡市基本構想

■ 基本構想(12年間)におけるめざすまちの将来像

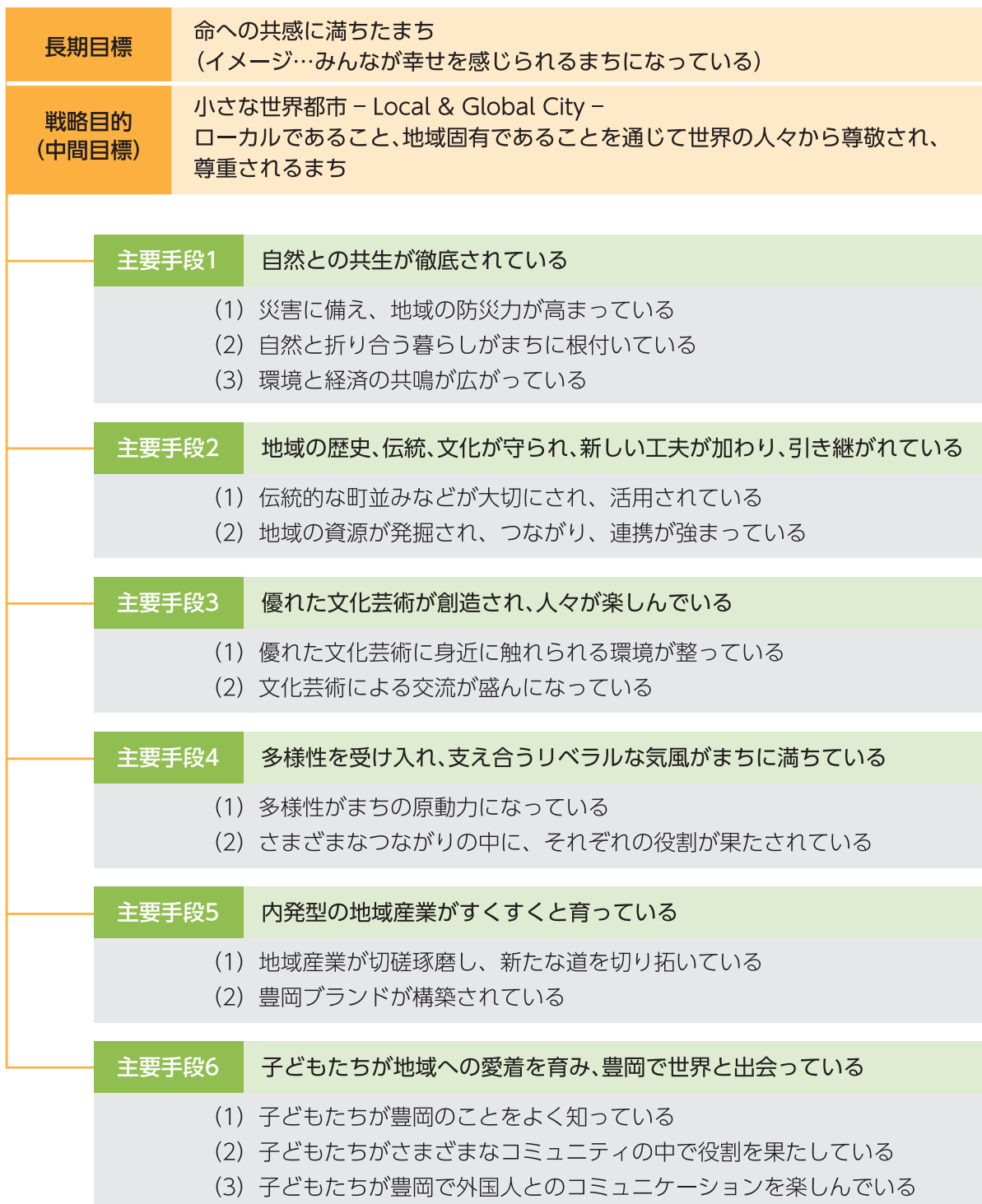
豊岡市では、これまで「小さな世界都市-Local & Global City-」の実現を目標にまちづくりを進め、急増するインバウンド、城崎国際アートセンターに世界中からやってくるアーティスト、世界から注目を集めるコウノトリの野生復帰など、一定の成果を挙げてきました。

そこで、「命への共感に満ちたまち」を実現するための道筋としてはさまざまな選択肢が考えられますが、これまで豊岡市が積み重ねてきた努力と成果を踏まえ、この基本構想の戦略目的(めざすまちの将来像)を「小さな世界都市-Local & Global City-」と定めます。

基本構想の戦略目的-めざすまちの将来像-

小さな世界都市-Local & Global City-

■ 基本構想における戦略体系図



長期目標: この基本構想において長期的に実現したい状態。

戦略目的: この基本構想において12年間で達成したい状態。

主要手段: 戦略目的を実現するための主要な手段(達成すべき状態)。

「(1)、(2)、(3)」表記は、主要手段(達成すべき状態)を実現するための具体的な手段。

図表2. 基本構想における戦略体系図

出典: 豊岡市基本構想

■ 市民の暮らしを支える施策の体系

この基本構想は、市政で行われるべき事柄のうち、戦略目的とその目的を達成するために最も有効と考えられる基本的な手段を記載することとしています。

しかし、市政は総合的に推進されるべきことは当然であり、市政の継続性を踏まえ、「豊岡市総合計画(計画期間:平成19～29年度)」の体系に基づき、引き続き市民の暮らしを支える諸施策を積極的に推進します。

1 安全に安心して暮らせるまち

市民の安全を守り、安心しておだやかに暮らせるまちを創るとともに、保健、医療、福祉が連携する「安全に安心して暮らせるまちづくり」を進めます。

2 人と自然が共生するまち

豊かな環境を保存・再生・創造し、次代に引き継ぐため、広い視野と新たな発想により「人と自然が共生するまちづくり」を進めます。

3 持続可能な「力」を高めるまち

まちに活力と賑わいをもたらすため、定住環境、広域交流基盤、都市基盤の整備などを進め、若い力が発揮できる「持続可能な「力」を高めるまちづくり」を進めます。

4 未来を拓く人を育むまち

次代を担う子どもたちや地域を支える人たちが、ふるさとへの誇りと愛着を感じられる「未来を拓く人を育むまちづくり」を進めます。

なお、青少年に及ぼす影響などが懸念される場外車券(馬券)販売施設など、賭博性の高い施設が無いまちづくりを推進します。

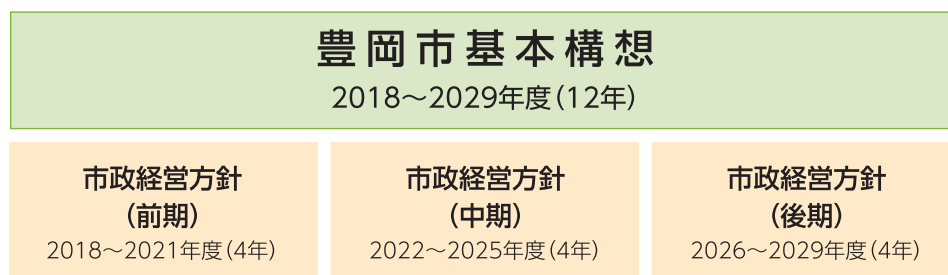
5 人生を楽しみお互いを支え合うまち

日々の暮らしを楽しみ、お互いを思いやり支え合うことができる社会をつくるため、「人生を楽しみお互いを支え合うまちづくり」を進めます。

(2) 豊岡市市政経営方針(第1版)(平成29(2017)年12月)

■ 市政経営方針の位置づけ

豊岡市では、基本構想に定めたまちの将来像「小さな世界都市-Local & Global City-」を実現するための重点的な政策及びその戦略的な進め方を示す方針として、市政経営方針を定めるものとしています。そして、平成29(2017)年12月に、基本構想12年の内の最初の4年間にあたる2018～2021年度の市政経営方針(前期、第1版)を策定しました。



図表3. 豊岡市基本構想と市政経営方針との関係性

出典:豊岡市市政経営方針

■ 基本構想戦略体系に基づく取組方針

主要手段 1 自然との共生が徹底されている

具体的手段(1) 災害に備え、地域の防災力が高まっている

- 取組方針 ア 市民が過去の大災害の教訓や豊岡の地理的な特性を知っている
イ 世代間・地域内交流が行われている
ウ 災害に備えた行動や訓練が実践されている

具体的手段(2) 自然と折り合う暮らしがまちに根付いている

- 取組方針 ア 市民が豊岡の自然再生や地球温暖化対策の必要性を理解し、実践している
イ 市民、地域、企業、団体等の普段の活動の中に環境適合性が浸透している
ウ 持続可能な地域資源の利用が促進されている

具体的手段(3) 環境と経済の共鳴が広がっている

- 取組方針 ア 環境経済の考え方に共感する市民が増えている
イ 環境経済事業に取り組む企業が増えている
ウ 環境負荷低減によるコスト削減に取り組む企業が増えている

主要手段 2 地域の歴史、伝統、文化が守られ、新しい工夫が加わり、引き継がれている

具体的手段(1) 伝統的な町並みなどが大切にされ、活用されている

- 取組方針 ア 地域固有のもの（こと）に価値があることが認識されている
イ 地域資源の価値が高まっている
ウ 地域資源の価値の保全や再生の活動が活発になされている

具体的手段(2) 地域の資源が発掘され、つながり、連携が強まっている

- 取組方針 ア 官民連携による新たなツーリズムが生まれている
イ 地域間や産業間のつながりが深まっている
ウ 必要な情報がターゲットに届いている

主要手段 3 優れた文化芸術が創造され、人々が楽しんでいる

具体的手段(1) 優れた文化芸術に身近に触れられる環境が整っている

- 取組方針 ア 優れた文化芸術が暮らしの中に受け入れられている
イ アーティストを応援する風土が育っている

具体的手段(2) 文化芸術による交流が盛んになっている

- 取組方針 ア 地域の伝統文化が守られている
イ 文化芸術と観光の親和性が理解されている
ウ 他の観光資源とつながり、まちの魅力が高まっている

主要手段 4 多様性を受け入れ、支え合うリベラルな気風がまちに満ちている

具体的手段(1) 多様性がまちの原動力になっている

- 取組方針 ア 多様な人々がまちづくりや経済活動の中で生き生きと役割を果たしている
イ 多様性の価値が理解され、生かされている

具体的手段(2) さまざまなつながりの中で、それぞれの役割が果たされている

- 取組方針 ア つながりを創る人や組織の活動が増えている
イ つながりを醸成する場が増えている

主要手段5 内発型の地域産業がすくすくと育っている

具体的手段(1) 地域産業が切磋琢磨し、新たな道を切り拓いている

- 取組方針 ア 市内企業の経営の安定と強化が図られている
- イ 市内企業間の事業連携や取引が強化されている
- ウ 市内企業の事業の拡大や新たに起業・創業する人が増えている

具体的手段(2) 豊岡ブランドが構築されている

- 取組方針 ア 豊岡固有の商品・サービスが磨かれ、魅力が高まっている
- イ 豊岡固有の高付加価値な商品・サービスが国内外に認知されている
- ウ 豊岡にしながら世界から評価されるモノ、技術、サービスを提供する企業が増えている

主要手段6 子どもたちが地域への愛着を育み、豊岡で世界と出会っている

具体的手段(1) 子どもたちが豊岡のことをよく知っている

- 取組方針 ア 学校園でのふるさと教育が充実している
- イ 地域での遊びや体験を通じてふるさとへの愛着が増している

具体的手段(2) 子どもたちがさまざまなコミュニティの中で役割を果たしている

- 取組方針 ア 子どもたちの活躍の場やそれを支える人材が増えている

具体的手段(3) 子どもたちが豊岡で外国人とのコミュニケーションを楽しんでいる

- 取組方針 ア 子どもたちが多様な人々とコミュニケーションできる力を育んでいる

(3) 豊岡市人口ビジョン(平成27(2015)年10月)

■ 人口の将来展望

本市では、「出生率引き上げ」と「若年層の転入促進」の政策目標を立て、効果的施策を持続的に講じていくことによって、2040年に総人口62,165人を目指します。

総人口目標 62,165人(2040年時点)

政策目標1 2035年までに出生率を2.3人に引き上げる

政策目標2 2025年までに回復率を50%に引き上げる

ア 出生率引き上げの政策目標

出生率引き上げの政策目標は、基準推計と同様の理由で合計特殊出生率(ベイズ推定値)を使用します。人口減少抑制政策を開始する2015年現在1.82の同出生率を、2035年までに2.3まで引き上げることを目標とします。このことを出生数換算で言い換えれば、2015年現在650人の出生数を、基準推計下で2040年に380人、2060年に227人と減少する見通しであるところ、それぞれ568人、473人の水準を維持しようという目標です。

図表4. 人口ビジョンにおける合計特殊出生率の数値

出典:豊岡市人口ビジョン

合計特殊出生率(ベイズ推定値)の仮定値

	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
基準推計	1.82	1.82	1.78	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75
政策目標	1.82	1.82	1.94	2.06	2.18	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30	2.30

出生数に換算した場合の仮定値

	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
基準推計	735	650	583	540	496	438	380	326	284	254	227
政策目標	735	650	643	662	658	626	568	529	509	495	473

イ 移動率の政策目標

本市の社会減少の背景には、10歳代で高校卒業を機に進学・就職を理由にまちを出る若者数と20歳代で専門学校・短大・大学卒業を機に地元へ戻る若者数との間で大きな転出超過となっている実態があります。このため、10歳代の転出超過数に対する20歳代の転入超過数の割合を「回復率」と定義し、基準推計では2010～2015年現在同率35%が将来的に26～28%に低下すると推計されているところ、同年代のU・I・Jターン促進政策によって2025年までに同率50%への引き上げを、もう一つの目標とします。

図表5. 人口移動の推計値

出典:豊岡市人口ビジョン

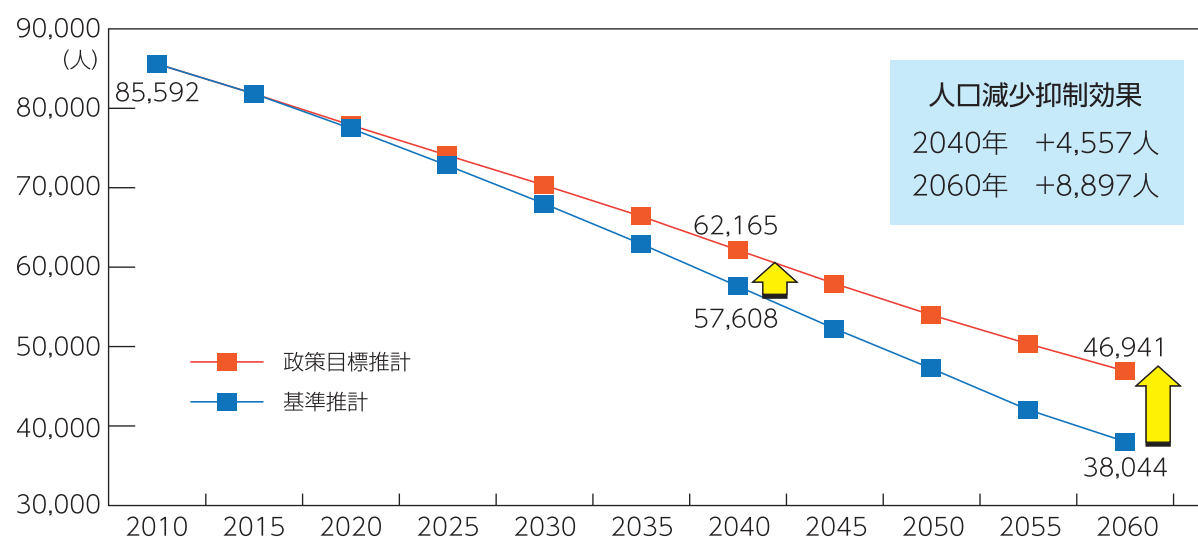
		2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
10～19歳→15～24歳	基準推計	-1,614	-1,610	-1,597	-1,550	-1,474	-1,419	-1,293	-1,167	-1,023	-884
20～29歳→25～34歳		564	562	553	497	461	401	335	302	276	244
回復率		34.9%	34.9%	34.6%	32.1%	31.2%	28.2%	25.9%	25.9%	27.0%	27.6%
10～19歳→15～24歳	政策目標推計	-1,614	-1,610	-1,597	-1,550	-1,523	-1,623	-1,628	-1,589	-1,485	-1,358
20～29歳→25～34歳		564	684	799	775	762	812	814	795	743	679
回復率		34.9%	42.5%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
追加獲得する転入者数(5年間)			121	245	278	301	411	479	493	467	435
追加獲得する転入者数(平均)			24	49	56	60	82	96	99	93	87

● 基準推計と政策目標推計結果の比較

本市が2つの政策目標(2035年までに出生率を2.3人に引き上げ, 転入促進策によって2025年までに回復率を50%に引き上げ)を達成した場合の「政策目標推計」によれば、2040年約6.2万人、2060年約4.7++++万人になると推計されています。現状維持(政策努力無し)の「基準推計」と比較すると、2040年時点で約4,600人、2060年時点で約8,900人の人口減少抑制効果があると考えられます。

図表6. 豊岡市の将来人口推計値

出典:豊岡市人口ビジョン



(出典) 2010 年は総務省統計局「国勢調査」、2015 年以降は内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局提供人口推計ワークシート (CD-ROM) により作成

(人)

	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
基準推計	85,592	81,843	77,476	72,818	67,997	62,940	57,608	52,296	47,244	42,503	38,044
政策目標推計	85,592	81,843	77,898	74,085	70,327	66,417	62,165	57,935	53,988	50,347	46,941
効果	—	—	+422	+1,266	+2,330	+3,477	+4,557	+5,639	+6,745	+7,844	+8,897

(4) 兵庫県国土利用計画(第五次)(平成29(2017)年3月)

■ 基本理念と目標

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、県民の生活及び生産に通ずる諸活動の共通の基盤であり、その利用のあり方は、県民の生活や地域の発展と深いかわりを有しています。

県土の利用に当たっては、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然、社会、経済及び文化などを生かし、地域の自立的発展を促進していくとともに、公共の福祉を優先するなかで安全かつ健康で文化的な生活環境の確保とこれからの時代にふさわしい県土全域の均衡ある発展を図ることを基本理念とします。

また、阪神・淡路大震災を経験した我が県では、震災での経験と教訓を活かし、21世紀兵庫長期ビジョンを踏まえ、「創造と共生の舞台・兵庫」の実現をめざして、地域社会を構成する多様な主体が協働し、「自立と連帯」「安心と活力」「継承と創造」の考え方のもと、県土利用に取り組んでいきます。

■ 県土利用の基本方針

兵庫らしい地域創生に資する前向きな県土利用に取り組むため、本計画は「兵庫の強みを活かした適切な県土利用」、「複合的な施策の推進と県土の選択的な利用」、「多様な主体の参画と協働による県土マネジメント」の3つを基本方針とし、県土の安全性を高め持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指します。

ア 兵庫の強みを活かした適切な県土利用

本県は、日本海から瀬戸内海を経て、太平洋を望み、変化に富んだ地形と気候を有する地理的特性のもと、多様な地域性に恵まれ、長い歴史の中で育んできた豊かな自然、開かれた文化、多彩な人材、層の厚い産業など、他に類を見ない「多様性」が備わっています。これら兵庫の強みである地域のポテンシャルや多様性を活かし、大都市圏から多自然地域まで多彩な魅力を持つ個性豊かな地域がそれぞれ機能分担しながら連携することを基本として、適切な県土利用を図ります。

(ア) 県土空間の安全・安心を高める県土利用

阪神・淡路大震災をはじめとした大規模な自然災害からの創造的復興の経験を活かし、巨大地震や津波災害の被害の最小化のため、ハード対策と、避難対策を中心としたソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害の発生リスクの高い区域等においては、地域の実情等を踏まえた住宅等の建築抑制や構造規制といった土地利用制限の検討や、公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要です。

(イ) 住みたい地域、個性あふれる「ふるさと兵庫」をつくる県土利用

将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、地域活力の低下が懸念される多自然地域における地域の自主的・主体的な取組を支援し、気候変動による影響も考慮しつつ、様々な担い手による自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、県民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進します。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラなどの取組を推進します。

本県における多様な自然と風土を背景とした優れた景観や自然環境、特色ある歴史・文化を持つ个性的な地域形成による居住地としての魅力の向上や県外、国外を含めた地域間交流の促進による地域の活性化など、地域資源を生かした魅力ある都市づくりにより、「多自然居住」、「二地域居住」など、地域と地域の交流や連携を促進します。

(ウ) 産業競争力を強化し、人や企業・資本が流入する兵庫をつくる県土利用

本格的な人口減少社会を迎え、地域が持続的に発展していくための地域産業の活性化、雇用の受け皿創出を促す観点から、本県の有する世界最高水準の先端科学技術基盤と優れたものづくり技術、国際性豊かな暮らしやすい質の高い生活環境や、関西圏国家戦略特区による規制緩和等を活用して、産業競争力の強化を図るとともに、国内外からの企業立地や投資、人材の誘致の促進に向けた土地利用を戦略的に進めます。

その際、先端科学技術基盤の産業利用による新技術・製品の開発や高度人材の育成支援、産学官連携による共同研究開発の促進等に取り組むとともに、三大都市圏からの本社機能の移転や既存企業が行う県内拠点の維持・拡張等を支援するほか、グローバル企業の立地を促進します。

(エ) まちの賑わいを創出する県土利用

県内各地域における優れたまちなみ景観、歴史、文化を活かし、まちとしての魅力の向上や地域間交流の促進による活性化を図るため、地域の特性に応じたきめ細かな土地利用を進めます。

人口減少、超高齢社会下においては、大都市、地方都市等、圏域ごとに産業、医療・福祉、商業等の諸機能において役割分担し、相互に連携することによる持続可能な県土構造の実現を目指します。また、地域の核となる都市公園や地域に存する低・未利用地や空き家等の未利用資産を有効活用すること等により、地域活力の向上と土地利用の効率化を図ります。

(オ) 地域に根ざした観光・ツーリズムを振興する県土利用

本格的な人口減少社会における地域経済の活性化のためには、観光など交流人口による消費の拡大が重要です。このため、観光と農・食・健康関連産業の連携による農業・漁業体験等を活用した都市部と農村部の交流を図るグリーンツーリズムや、世界遺産や日本遺産、ダイナミックな自然の姿など歴史的景観や優れたまちなみ等によるオリジナリティー等をもった滞在・体験型ツーリズムを展開します。

イ 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

自然と調和した防災・減災の促進、地域の核となる都市公園や地域に存する空き家等の未利用資産の有効活用による地域活力の向上など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、県土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、県土の適切な管理を行っていくことが必要です。

管理コストを低減させる工夫とともに、新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生、希少野生生物の生息地等としての活用など新たな用途を見いだすことで県土を荒廃させず、むしろ県民にとってプラスに働くような最適な県土利用を選択するよう努めます。

ウ 多様な主体の参画と協働による県土マネジメント

広域にわたる影響、地域内外の多様な主体との関わりの増大、身近な生活空間の管理に参加しようとする意識の高まりなど、様々な関係性の広がりや多様な主体の関わりが増大しつつあります。こうした状況を踏まえ、地域住民や市町など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、さらなる地域主体の取組の促進が重要です。

急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う多様な主体の参画と協働による県土マネジメントを進めていくことが、一層、重要となります。

■ 地域別の県土利用の基本方向

○但馬地域

但馬地域は、豊かな森、川、そして海等の優れた自然環境を有しており、これらの豊かな自然を活かした観光・レクリエーション産業や家具、鞆等の地場産業、農林水産業を中心に発展してきましたが、都市的利便性・サービスに対するニーズもあります。

今後は、引き続き、農林水産業の振興を図りつつ、環日本海交流における県の玄関口として、豊かな自然を舞台とした交流基盤や自然と調和した都市的魅力を有する生活基盤の整備を図ります。

このため、広域交通体系の整備、住宅地、教育研究施設の整備等の必要な都市的土地利用を推進するとともに、中核となる都市においては、教育、文化、情報通信等の都市機能の充実、保健・医療・福祉の一体的推進

に資する施設の整備、生活環境の向上のための道路、公園・緑地、河川、下水道等の環境共生に配慮した社会基盤施設の計画的な整備や維持管理・更新により、安全・安心で良好な市街地の形成を図ります。あわせて、地域産業の活性化、雇用の受け皿創出を図るため、企業立地を促進します。

一方、農山漁村においては、流通や加工過程を含め付加価値の高い地域特産物の生産活動に必要な6次産業施設の整備を図るとともに、農地、森林及び漁港の良好な管理と適切な整備・保全を図り、あわせて、生活環境の向上のための都市基盤施設の整備や、養父市中山間農業改革特区の規制緩和を活用した農地の流動化を促進します。

また、山陰海岸ジオパークに代表される海岸、森林、温泉、二次的自然としての農地等の多彩で豊かな自然資源の保全と活用に努め、地域のシンボルであるコウノトリの野生復帰事業をはじめとして、住民や各種団体、行政の協働のもと、名実ともに「あしたのふるさと但馬～コウノトリ翔かける郷～」として地域をあげた取組を進めます。

さらに、冬季においても快適な生活を維持するため、雪に強い道路整備など、利雪を含む総合的な凍雪害対策を進めます。



図表7. 但馬地域の位置

出典：兵庫県ホームページ

(5) 但馬地域都市計画区域マスタープラン(平成28(2016)年3月)

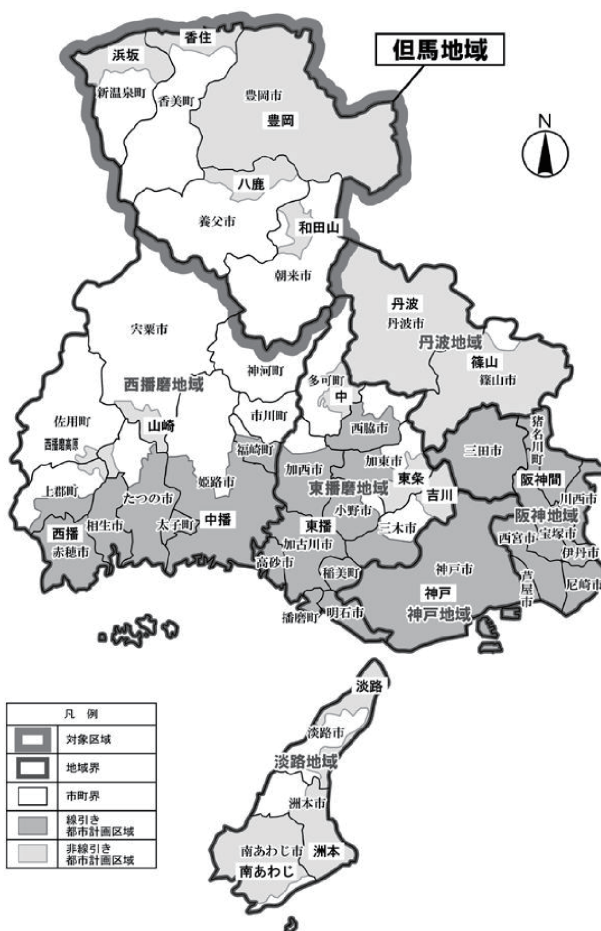
■ 但馬地域都市計画区域マスタープランとは

但馬地域都市計画区域マスタープランは、21世紀兵庫長期ビジョン(但馬地域ビジョン)及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、長期的視野に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すものであり、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の指針となるものです。

対象区域は、豊岡市、新温泉町、香美町、養父市及び朝来市の3市2町で構成される但馬地域全域です

図表8. 但馬地域の位置

出典: 但馬地域都市計画区域マスタープラン



■ 都市づくりの基本方針

成熟の時代にふさわしい、安全・安心で魅力あるまちづくりを総合的に展開するための県の基本的な考え方を明らかにした「まちづくり基本方針」に即し、地域が主役となった持続可能な地域の形成に向け、次の4つを基本方針として本県の今後の都市づくりを進めます。

(1) 安全・安心

南海トラフ地震等を想定した都市機能の確保方策と迅速な復興への備え、誰もが安心して暮らせる環境整備など、まちの安全・安心の確保を図ります。

(2) 環境との共生

住宅やまちの低炭素化、省資源化、エネルギーの自給と、自然環境や生物多様性の保全・再生などによる環境との共生を図ります。

(3) 魅力と活力

地域の宝や個性の再発見と発信による地域の魅力づくりと、人口減少期に適合した都市機能の集約や地域の実情に応じたきめ細かな土地利用調整による地域活力の増進を図ります。

(4) 自立と連携

人と人、地域と地域の交流や連携の促進による持続人口(定住人口+交流人口)の確保と地域の自主・自立を図ります。

■ 目指すべき都市づくり

都市づくりの基本方針や都市計画に関する現況と課題を踏まえ、以下のとおり本県の今後の目指すべき都市づくりの方向性を示します。これらの取組を推進することにより持続可能な都市構造への転換を図るとともに、定住や交流に資するものとします。

(1) 安全・安心な都市空間の創出

ア 総合的な防災・減災対策による安全な都市づくり

阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かし、災害に強い都市づくりを進めるため、災害時における都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらのネットワーク化、都市の耐震化・不燃化、密集市街地の改善など被害を未然に防止する対策に引き続き取り組むとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑えることのできる、防災・減災対策を進めます。

イ 誰もが健康で社会参加できる安心な都市づくり

年齢、性別、障害の有無、文化などの違いにかかわらず、誰もが地域社会の一員として支え合う中で、安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できるユニバーサル社会づくりを進めるため、誰もが安心して住まい、自宅からまちなかまで安全・快適に移動し、活動できる社会の実現に向け、引き続き、住宅、公共交通、生活利便施設等の一体的なバリアフリー化を推進します。

(2) 地域のイニシアティブ(主導)による魅力的な都市づくり

ア エリアマネジメントの促進

住民、事業主、地権者等の地域の担い手が一定のエリア内における維持管理・運営に主体的に取り組み、自らの資産価値の向上や経済の活性化を図る「エリアマネジメント」の取組を促進します。

イ 地域資源を生かした魅力ある都市づくり

美しい自然景観や歴史的なまちなみの保全、屋外広告物の整序、グリーンインフラの推進や緑化等による美しい環境の形成など、地域資源を生かした魅力ある都市づくりにより地域間交流を促進します。

ウ 民間投資の誘導

民間投資を誘導するため、医療・福祉、商業施設等の民間施設が立地し維持される一定の人口をもった地域を形成するとともに、民間投資を重点的に誘導しようとする地区については、都市計画法等に基づく特例制度の活用等の行政側による積極的な対応に加え、民間事業者に対する税制優遇、利子補給、低利融資、補助等の立地支援措置を適切に講じます。

(3) 持続可能な都市構造の形成

ア 地域連携型都市構造化

人口減少・超高齢社会が到来する中、誰もが安全・安心に暮らせ、魅力溢れる都市空間を創出するためには、これまで省みられることが少なかった都市経営的な発想に立ち、地域の実情や住民の意見を十分に踏まえながら、持続可能な都市構造として「地域連携型都市構造」を実現することが必要です。その際には、これまでの都市形成の基礎的条件であった広域的な水と緑のネットワークの保全に努めるものとします。

イ 本県の現在の都市構造

本県は、地域ごとに都市機能が集積した地区とそれをつなぐ交通ネットワークが一定程度形成されており、地域連携型都市構造化にあたっては、これら都市機能の既存集積ストックや交通ネットワークの状況に加え、市街地形成の経緯や自然環境等を地域ごとに踏まえた特色を持ったものとする必要があります。

■ 都市づくりに関する方針

(1) 地域連携型都市構造化の方針

既存の都市機能の集積を生かしつつ、但馬定住自立圏構想の一層の推進等により、適正な役割分担の下に都市機能集積地区間での都市機能の代替又は相互補完を行い、地域全体で都市機能の確保を図ります。その際、鳥取因幡定住自立圏構想等による地域外との広域的な連携についても推進を図ります。

(2) 土地利用に関する方針

地域の特性である県内有数の豊かな自然環境を維持し、優れた歴史、文化、風土、産業等を生かしたまちづくりを推進するため、緑条例により定められた「南但馬地域環境形成基本方針」及び「北但馬地域環境形成基本方針」の考え方を基本とし、緑条例による開発行為の誘導に加え、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、森林法、自然公園法等の規制誘導手法を活用した重層的な土地利用コントロールを行います。

(3) 市街地整備に関する方針

漁村等の密集市街地においては、住民との協働による道路、公園等の整備と建築物の耐震化・不燃化を一体的に進めるなど地区の特性に応じた防災対策を推進し、災害に強い市街地の整備を図ります。

また、高齢になっても元気に歩いて暮らせる社会の実現に向けた豊岡市における「スマートウェルネスシティ」のような取組を推進します。

(4) 都市施設に関する方針

但馬地域社会基盤整備プログラムに基づく効率的な都市基盤施設の整備やひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画に基づく計画的な都市基盤施設の長寿命化に向けた修繕・更新を推進します。

また、長期未着手となっている都市計画道路や都市計画公園・緑地については、現況の整備状況や土地利用状況等を勘案するとともに、歴史的まちなみの保全等にも配慮し、廃止を含めた適切な見直しを行います。

(5) 防災に関する方針

兵庫県地域防災計画との整合を図りつつ、災害時における都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらのネットワーク化、大規模な地震の発生に備えた都市の耐震化・不燃化等や水害・土砂災害等に強い地域づくりを推進します。

また、人的被害を最小限に抑えるため、緊急気象情報や避難情報等に係る住民に対する防災情報提供システムの更なる充実等を図ります。

(6) 景観形成に関する方針

氷ノ山に代表される山々や高原、リアス式の山陰海岸、コウノトリが生息する円山川流域等の雄大な自然環境の保全を図るとともに、景観法や景観の形成等に関する条例（以下、「県景観条例」という。）等の活用により、人と自然が共生した美しい田園景観の保全を図ります。また、景観法や県景観条例に加え、地区の特性に応じ、伝統的建造物群保存地区や重要文化的景観等の文化財施策、建築基準法の特例制度等を活用し、出石等の城下町、城崎等の温泉街、生野等の鉱山町等の歴史的まちなみの形成を図ります。

(7) 地域の活性化に関する方針

円山川下流域・周辺水田、山陰海岸ジオパーク等の自然遺産や天空の城・竹田城等の史跡、生野鉱山、明延鉱山、旧余部鉄橋等の近代化産業遺産等の多彩なツーリズム資源の活用により、都市住民との交流による地域の活性化を図ります。

特にコウノトリの郷として知られる但馬地域には、古くからの農山漁村が豊かな自然とともに点在しているため、都市住民がゆとりとやすらぎを感じながら「農」を体験できるグリーンツーリズムや環境学習等のエコツーリズムなど豊かな自然や農林水産資源を生かしたツーリズムの更なる振興を推進します。

2 豊岡市都市計画マスタープランの策定経緯

開催日・場所		検 討 内 容
平成29年度 (2017年度)	平成29(2017)年 9月1日 豊岡市役所	第1回作業部会 ・都市計画マスタープランの改定について ・改定の検討体制と策定スケジュールについて ・現行都市計画マスタープランの評価と検証、 都市の現状について
	10月10日 豊岡市役所	第2回作業部会 ・現行都市計画マスタープランの評価と検証について ・都市づくり上の問題点・課題の確認 ・計画の方針、方向性の検討
	11月14日 豊岡市役所	第1回庁内策定委員会 ・都市計画マスタープランの改定について ・改定の検討体制と策定スケジュールについて ・都市の現状からまちづくりの基本的な方針までの検討
	平成30(2018)年 1月31日 豊岡市役所	第3回作業部会 ・都市の将来像及び都市づくりの基本方針について ・全体構想素案について
	2月22日 豊岡市役所	市都市計画審議会 ・都市計画マスタープランの改定について ・都市の現状からまちづくりの基本的な方針までの報告
	2月27日 兵庫県但馬県民局	但馬県民局まちづくり連絡調整会議 ・まちづくりの課題の対応方針について ・全体構想素案について
平成30年度 (2018年度)	4月20日 豊岡市役所	第4回作業部会 ・全体構想案に対する意見への対応について ・全体構想案について ・地域別構想の策定について
	5月8日～15日 豊岡市役所各振興局	振興局ヒアリング ・地域別構想の策定について ・各地域(振興局管内)の都市づくりの方向性について
	6月20日 豊岡市役所	第5回作業部会 ・全体構想案について ・地域別構想素案について
	7月24日 豊岡市役所	第6回作業部会 ・都市計画マスタープラン素案について ・今後の予定について
	8月1日 豊岡市役所	第2回庁内策定委員会 ・都市計画マスタープラン素案について ・今後の予定について

	開催日・場所	検 討 内 容
平成30年度 (2018年度)	8月7日 兵庫県但馬県民局	但馬県民局まちづくり連絡調整会議 ・全体構想案について
	9月10日～10月10日	都市計画マスタープラン素案の公表 パブリックコメントの実施
	9月12日～20日 ○ 9月12日(水) 竹野地域(竹野振興局) ○ 9月13日(木) 日高地域 (日高地域コミュニティセンター) ○ 9月14日(金) 出石地域(出石振興局) ○ 9月18日(火) 豊岡地域(豊岡市役所) ○ 9月19日(水) 但東地域(但東振興局) ○ 9月20日(木) 城崎地域(城崎振興局)	地域説明会 ・都市計画マスタープラン素案の説明
	11月27日 豊岡市役所	第3回庁内策定委員会 ・都市計画マスタープラン案について
	12月4日 兵庫県但馬県民局	但馬県民局まちづくり連絡調整会議 ・都市計画マスタープラン案について
	12月13日 豊岡市役所	市民説明会 ・都市計画マスタープラン原案について
	2月12日 豊岡市役所	市都市計画審議会 ・都市計画マスタープランの改定について
	3月末	都市計画マスタープランの策定・公表

3 豊岡市都市計画マスタープランの策定体制

豊岡市都市計画マスタープラン策定アドバイザー

氏 名	役 職
林 倫 子	兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所 まちづくり参事

(敬称略)

豊岡市都市計画マスタープラン庁内策定委員会

区 分	役 職	
委員長	都市整備部建設課 課長	
副委員長	政策調整部政策調整課 課長	
委員	政策調整部防災課 課長	城崎振興局地域振興課 参事
//	総務部総務課 課長補佐	竹野振興局地域振興課 主幹
//	地域コミュニティ振興部コミュニティ政策課 課長	日高振興局地域振興課 主幹
//	市民生活部生活環境課 課長	出石振興局地域振興課 課長
//	健康福祉部健康増進課 参事	但東振興局地域振興課 主幹
//	環境経済部環境経済課 課長補佐	消防本部総務課 課長補佐
//	環境経済部大交流課 課長補佐	教育委員会教育総務課 室長
//	コウノトリ共生部コウノトリ共生課 課長	教育委員会こども教育課 主幹
//	コウノトリ共生部農林水産課 主幹	下水道課 参事
//	都市整備部建築住宅課 課長	—
都市整備部都市整備課計画整備係（事務局）		

役職は平成31(2019)年3月末現在

豊岡市都市計画マスタープラン策定作業部会

部会担当課	
政策調整部防災課	都市整備部都市整備課 (景観政策係)
政策調整部政策調整課	都市整備部建築住宅課
総務部総務課	城崎振興局地域振興課
地域コミュニティ振興部コミュニティ政策課	竹野振興局地域振興課
市民生活部生活環境課	日高振興局地域振興課
健康福祉部健康増進課	出石振興局地域振興課
環境経済部環境経済課	但東振興局地域振興課
環境経済部大交流課	消防本部総務課
コウノトリ共生部コウノトリ共生課	教育委員会教育総務課
コウノトリ共生部農林水産課	教育委員会こども教育課
都市整備部建設課	上下水道部下水道課
都市整備部都市整備課 (交通政策係)	—
都市整備部都市整備課計画整備係 (事務局)	

部課名は平成31(2019)年3月末現在、作業部会メンバーは係長、主査級以下で構成

4 用語解説

あ行

◆アクセス

近づきやすさ、交通の便、利用しやすさなど。

◆インバウンド

外国人の訪日旅行。また、訪日旅行者。

◆インフラ

インフラストラクチャーの略。学校、病院、道路、橋梁、鉄道路線、バス路線、上水道、下水道、電気、ガス、電話など社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。

◆エコツーリズム

自然保護や環境保護への関心の高まりから、受入れ地域の生態系などの自然環境や生活・文化を損なわずに行う、「資源の保護」と「観光業の成立」と「地域振興」の融合を目指す新しい旅行のスタイル。

◆SNS

「Social Network Service(ソーシャル・ネットワーク・サービス)」の頭文字。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。

◆Lアラート

総務省の災害情報共有システム。中央官庁、地方公共団体、交通関連事業者などが災害情報を共有し、該当する地域住民に、迅速かつ効率的に伝達することを目的とする。

◆オープンスペース

都市における、建物などがいない空いた空間。ゆとり空間。

か行

◆開発許可制度

都市計画法及び市条例における開発行為に対する許可制度。

◆開発行為

土地の区画形質の変更。

◆環境保全型農業

可能な限り環境に負荷を与えない(または少な

い)農業、農法。

◆既成市街地

都市において、道路が整備され建物が連たんするなど、既に市街地が形成されている地域。

◆狭あい道路

幅員4m未満の道路。古くからの既成市街地に多く見られ、消防・防災・救急活動の妨げとなるほか、日常の交通や日照・通風など生活環境の面から様々な問題を抱えている。

◆グリーンインフラ

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方で、米国で発案された社会資本整備手法。

◆グリーンツーリズム

都市住民が農山漁村において、その地域の自然・文化・産業などを体験したり、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

◆景観形成重点地区

豊岡市景観条例に基づき、地区を特徴付ける主要な景観を有する地区や、計画的な景観形成を誘導すべき地区等、重点的に景観形成を図る必要のある地区を指定したもの。

◆耕作放棄地

1年以上作付けせず、ここ数年の間に再び耕作する考えのない土地で、耕地には含まれない。

◆高齢者人口

65歳以上の人口。

◆コミュニティ

共通の価値観や生活様式などをもつ地域社会、共同体のことで、住民が自主性と責任に基づいて、よりよい生活条件や社会環境をめざす組織。

◆高規格道路

一般の道路に比べて、より速く、より安全、快適に走行できるように質の高い規格で整備された道路のこと。高規格道路には、「高規格幹線道路」と「地域高規格道路」の二種類がある。北近畿豊岡自動車道は高規格幹線道路、山陰近畿自動車道は地域高規格道路に位置づけられている。

さ行

◆災害危険区域

建築基準法第39条1項に基づき、地方公共団体が条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を指定したもの。

◆里山

人里近くにあつて、人々の生活と結びついた山、森林。

◆ジオパーク

地形・地質的に見て価値の高い場所である地質遺産を多数含む地域。世界ジオパークとは、世界ジオパークネットワーク(GGN)に加盟を認定された自然公園、地域。

◆ジオツーリズム

地域の地史や地質現象などがわかる大地の遺産を訪ね、古い時代の生物と環境との関係や、人類の文化的な足跡などを学ぶ観光旅行。広義には地域がジオパークの保全を進めながら、博物館の整備や自然観察などの普及を図ることにより、持続可能な地域社会、経済活動の基盤をつくることも含む。

◆自主防災組織

地域住民が、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という連帯感で自主的に結成する防災組織。平常時は、防災訓練の実施や防災用資機材の整備など、災害時は、情報の収集伝達、避難誘導、消火・救助などを行う。

◆自助・共助・公助

「自助」は、自分の身を自分の努力によって守ること。「共助」は、近隣の住民が共に助け合うこと。「公助」は、行政機関など公の組織によって助けること。迅速な災害対応は自助・共助・公助の連携がいかに機能するかにかかっている。

◆重要伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で、全国的に価値が高いものとして国が選定したもの。

◆重要文化的景観

人々の生活や風土等を反映した文化的景観

の中から優れたものを国が選定し、保全を図るもの。

◆出生率

人口に対する出生数の割合。

◆循環型社会

廃棄より再利用や再資源化を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えることや生態系に戻す排出物の量を最小限にすることにより、環境への影響を少なくする社会。

◆少子高齢化

総人口に占める高齢者人口(65歳以上)の比率が高まっていくことをいう。高齢者人口の増加の一方、年少人口の減少が同時並行的に進んでおり、2つの現象を合わせて少子高齢化と呼ぶ。超高齢社会とは、65歳以上の高齢者人口の割合が全人口の21%を占めている社会をいう。

◆親水

水に親しむこと。水との親和性があること。親水空間とは、水や川などに触れることで水や川などに対する親しみを深めることができる空間。

◆水源涵養

森林や農地において樹木、落ち葉、土壌などが降水を効果的に保持し、長期にわたり貯留・流下させること。河川流量を平準化するなど、洪水や渇水の防止に寄与している。

◆ストック

在庫品、資産。

◆スポーツツーリズム

スポーツ観戦やスポーツイベントへの参加など、スポーツを主な目的とする観光旅行。

◆生活利便施設

住宅の周辺にある生活に必要な施設のことで、銀行や郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街、飲食店、コンビニエンスストアなどのこと。

◆生産年齢人口

15歳以上65歳未満の人口。

た行

◆治山事業

保安林を守り育てることによって、山崩れなどの山地災害から市民の生命・財産を守ることや森林がもつ水源涵養機能を高め、緑豊かな生活環境の保全・形成などをめざす事業。

◆治水事業

洪水などの水害を防ぎ、また水運や農業用水の便のため、河川の改良や保全などの事業。

◆長寿命化

施設などの新設から撤去までの期間の延長のための対策。広義では、更新を含め、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるための取組みを実行すること。

◆D I D地区

国勢調査の集計のために設定される統計地域。人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域。

◆低未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。

◆特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域(市街化調整区域を除く。)内において、その良好な環境の形成又は保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、市町村が都市計画に制限すべき特定の建築物などの用途の概要を定める地域。特定用途制限地域の都市計画には、種類、位置、区域、制限すべき特定の建築物などの用途の概要を定める。

◆都市機能

地域の多くの人々を対象に、日常生活を営む上で必要なサービスを提供する機能。

◆都市計画

都市計画区域において都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整

備及び市街地開発事業に関する計画。

◆都市計画区域

都市計画法に基づく都市計画制度の対象となる区域。都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全すべき地域として都道府県が指定する。

◆都市公園

都市公園法に基づき、都市計画区域内に地方公共団体が設置する住民のレクリエーションや運動の場、災害時の避難場所などの機能をもつ公園や緑地。

◆都市施設

道路、鉄道などの交通施設、公園などの公共空地、上下水道、電気、ガス、ごみ焼却場などの供給施設又は処理施設、河川などの水路、学校などの教育文化施設、病院、市場、一団地の住宅施設、官公庁施設、流通業務団地などの都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設。

◆土砂災害警戒区域

土砂災害防止法第7条第1項に基づき、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、当該地区における土砂災害を防止するために警戒避難体制を整備すべき区域。都道府県知事が、関係市町村長の意見を聞いて指定する。

◆土砂災害特別警戒区域

砂災害防止法第9条第1項に基づき、土砂災害警戒区域のうちで、著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域。この区域内では、特定の開発行為に対する許可制、居室を有する建築物の構造の規制等が行われる。都道府県知事が、関係市町村長の意見を聞いて指定する。

◆土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画地形の変更や公共施設の新設又は変更に関する事業。

◆豊岡市環境経済戦略

「環境を良くする取組みが経済効果を生み、経

済効果が生まれるからもっと環境を良くする取組みを行う。そのことでさらに経済効果が生まれる。」というように、環境を良くする取組みと経済活動が相互に刺激し合いながら互いを高めあっていくまちの実現に向けて、どのような行動を選択することが最適であるかを示す豊岡市の戦略。

な行

◆内水氾濫、内水対策

内水氾濫とは、市街地に降った雨が、短時間で排水路や下水管に一挙に流入し、雨水処理能力を超えてあふれる、あるいは川の水位が上昇して雨水をポンプで川に流せずに、市街地の建物や土地、道路などが浸水すること。内水対策とは、内水氾濫の対策、治水事業。

◆内発型地域産業

公共事業や外部資本に依存するのではなく、地域が自らの創意に基づき、地域の資源を活用して起こす産業。

◆ニーズ

要求、需要。利用者の望むもの。

◆ネットワーク

網の目のような組織のことで、種々の要素が相互依存関係を持ちながら結びつき、ある程度のまとまりを形成しているもの。

◆年少人口

15歳未満の人口。

◆農家民宿

農林漁業者やその組織する団体が営業し、主として都市の住民に対して農林漁業の作業体験や農林水産物の加工・調理体験、農林漁村の生活・文化に触れる体験などを提供できる宿泊施設。

は行

◆バイオマス、バイオマスタウン

生物(bio)の量(mass)のこと。化石燃料を除く再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源をいうことが多い。バイオマスタウンとは、域内において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた

総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域。

◆バリアフリー

都市施設や住宅などを高齢者や障害者などに使いやすいものにすること。元来の障害がないという物理的バリア(障壁)がないことのみならず、心理的・制度的バリアのないことを含める場合もある。

◆ヒートアイランド

都市部のできる局地的な高温域のことで、冷房などの空調、比熱の大きいコンクリートとアスファルトによる熱吸収、窓の反射の輻射熱などにより温度が上がってしまう現象。等温線が島のような形になることからこの名前がついている。

◆ビオトープ

生きものが互いにつながりを持ちながら生息・生育しているまとまった空間。河川や森林・池や海はもちろん、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生きものの生息・生育環境空間もビオトープと言える。

◆フェニックス防災システム

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、兵庫県が整備した地震災害だけでなくあらゆる災害に迅速に対応できる総合的な防災情報システム。災害情報や気象観測情報の収集・提供、被害予測などの機能や需給推計・タイムライン機能を持ち、迅速で的確な初動・応急対応を支援。

◆パブリックコメント

行政機関が政策の立案などを行う際にその案を公表し、この案に対して広く市民・事業者などから意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は、提出された意見などを考慮して最終的な意思決定を行うもの。

ま行

◆モニタリング

監視・追跡のために行う観測や調査のこと。継続監視。

や行

◆遊休不動産

活動にほとんど使用されていない不動産。遊休土地とは、土地取得後2年以上利用されていない土地のこと。

◆用途地域

機能的な都市活動と良好な都市環境の保護を目的に、住居や商業・工業などの都市の諸機能を適切に配分するための、土地利用上の区分を行うもので、用途や形態、密度などの規制を通して、目的にあった建築物を誘導しようとするもの。平成30(2018)年の都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、住居系用途地域の一類型として田園住居地域が創設され、現在13種類の用途地域が適用されている。

◆U・J・Iターン

Uターンは、進学や就職で出身地を離れた後、ふるさと志向などにより再び出身地に戻り住むこと。Jターンは、出身地に近い途中の地域に移り住むこと。Iターンは、都会に生まれ育った人が、地方での暮らしを志向して移り住むこと。

◆ユニバーサルデザイン

バリアフリーには「存在する障壁を取り除く」という意図があるのに対して、ユニバーサルデザインは「最初からすべての人に対して障害・障壁を感じさせない」ことを意図している。

ら行

◆ラムサール条約

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(1971年採択)」。特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地およびそこに生息・生育する動植物の保全を促し、湿地の賢明な利用を進めることを目的とする。日本は1980年に加入し、2018年10月現在52箇所が登録。

◆リベラル

因習などにとらわれないさま。自由を重んじるさま。

◆レクリエーション

仕事・勉強などの肉体的・精神的疲労をいやし、

元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。また、その休養や娯楽。

◆老朽危険空き家

老朽化し、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空き家等。

わ行

◆Wi-Fi(ワイファイ)

無線で通信する機器がお互いに問題なく接続可能になる方式の呼称。無線LANの標準規格。

※用語の出典は、主に「都市計画法令要覧/ぎょうせい」、「都市計画用語辞典/ぎょうせい」、国土交通省ホームページ、インターネット等より引用。

豊岡市都市計画マスタープラン

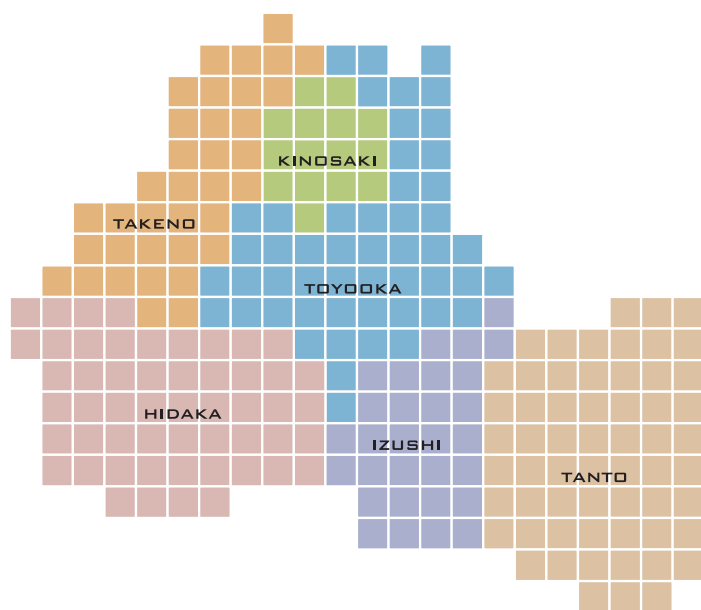
平成31(2019)年3月

豊岡市 都市整備部 都市整備課

住所：〒668-8666 豊岡市中央町2番4号

TEL:0796-23-1712 FAX:0796-24-8254

E-mail:toshi@city.toyooka.lg.jp



兵庫県 豊岡市